

事業者のみなさんへ

10月1日(火)から 事業系ごみの処理方法 などが変わります!!

本市では、これまで事業所から出るごみであっても、少量の場合は市で収集を行ってきましたが、このたび、条例及び規則を改正してつぎのとおり収集方法を変更します。

◎市は事業系ごみを収集しません!! (家庭系ごみ集積場に出せません)

本市が許可している収集運搬業者に収集を委託するか、自ら環境クリーンセンターへ持ち込みしてください。持ち込む場合、処理が困難な廃棄物については、分別、切断などの中間処理が必要になり、持ち込む量などの制限があります。

すでに、収集委託または自己搬入されている事業者の皆さんは、引き続き適正処理にご協力をお願いします。

◎要件を満たした小規模事業所については、 特例的に行政(市)が収集します。

小規模事業所の事業系ごみの行政収集

◇小規模事業所の要件

- ①従事者(事業主を含む)の総数が4人以下であること。
- ②1回の排出量がつぎの基準であること
 - ・燃やせるごみは45ℓ袋で2袋以下(週に2回)
 - ・燃やせないごみは45ℓ袋で2袋以下(月に2回)
 - ・資源ごみは1回あたり燃やせないごみと同程度の量(月に2回)

※1事業所から排出されるごみの総量が、上記の基準を超える場合は申請できません。

◇事前登録

要件を満たす場合は、環境クリーンセンターに事前申請が必要です。

◇排出方法

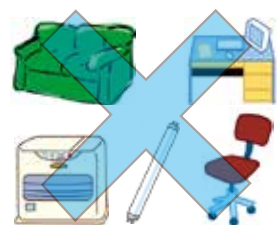
「家庭系ごみ」と同様です。透明または半透明のごみ袋に事業所名を記入し、ごみ集積場に出してください。

◇収集曜日

収集曜日は「家庭系ごみ」と同様です。収集日当日の朝8時までに出してください(前日から出すことはできません)。

◇収集場所

事業所がある、地域のごみ集積場に出してください。ごみ集積場は自治会などで管理していただいておりますので、自治会などに連絡しルールに従って出してください。



※粗大ごみ及び有害ごみは出せません。

☆ルール違反で出されたごみは、調査、指導を行い、改善されない場合は登録を取り消します。

◆問い合わせ 業務課 (☎64-3911) へ